

太田市公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取扱基準)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5) その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

(広告表示方法)

第3条 広告の表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。

規格（1枠）	縦50ピクセル、横200ピクセル、9KB以内、GIF形式又はJPEG形式
制限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップ画面で、市の指定する位置とする。

(広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所を有するもの。
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6箇月を単位とし、1年間を上限とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申請及び決定)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものと

する。

- 3 前項により審査した結果、申請が市の設定する広告枠を上回る場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料金及び納付方法)

第8条 広告掲載料金は、別表第1のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、市のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、別表第2のとおり掲載期間を延長するものとする。

- 3 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により一括納入するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第9条 広告の作成は、広告を掲載することを承認された者(以下「広告主」という。)において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載料金を納付しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の太田市公式ホームページ広告掲載取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後新たに掲載する広告について適用し、施行日前に掲載した広告については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

広告掲載料金

1 枠当たり	期間	料 金
	6 箇月	7 5, 0 0 0 円
	1 2 箇月	1 5 0, 0 0 0 円

別表第2(第8条関係)

閉鎖した時間	延長する期間
1 時間以上 2 4 時間以内	1 日
2 4 時間を超え 4 8 時間以内	2 日
4 8 時間を超え 7 2 時間以内	3 日
7 2 時間を超えたとき	閉鎖した日数 + 1 日